

## 第4号議案

### 「役員報酬等に関する規程」の制定について

次のとおり「役員報酬等に関する規程」を制定する。

(案)

#### 一般社団法人埼玉県浄化槽協会 役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び一般社団法人埼玉県浄化槽協会（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、この法人の役員報酬の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当等)

第2条 役員報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当とする。  
2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には通勤手当及び旅費を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員報酬は、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。  
2 役員報酬は、これを全額、本人が指定する銀行その他の金融機関の本人名義の口座に振り込んで支給するものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員報酬（本給に限る。）は、その月の月額全額を毎月25日に支給する。ただし、支給の日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。

2 役員の報酬（特別手当に限る。）、通勤手当及び旅費は、この法人の職員給与規定に準じて支給する。

（報酬額の決定）

第5条 常勤役員の報酬額（本給に限る。）は、別表第1「常勤役員の報酬表」のとおりとし、その役員の職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

（特別手当の決定）

第6条 常勤役員の報酬額（特別手当に限る。）は、この法人の職員給与規定の賞与に準じ、理事長が決定するものとする。

（通勤手当及び旅費）

第7条 役員の通勤手当及び旅費は、この法人の職員給与規定に準じて支給する。

（日割計算）

第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬（本給に限る。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その月までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

5 端数処理は、この法人の職員給与規定に準じるものとする。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第1 常勤役員の報酬表

号俸	本給月額（単位：円）
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000
8	450,000
9	500,000

## 《参考》

一般社団法人埼玉県浄化槽協会定款（抜粋）

（役員報酬等）

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（公益認定の基準）

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

1から12 略

13 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。